

# 資源物 月1回

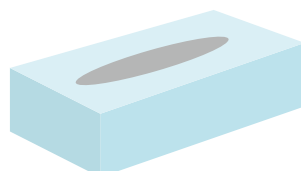
# 指定袋の対象外

- 指定袋の**対象外**です。
- 収集当日の朝6時頃から朝8時まで**に決められた場所に出しましょう。
- 雨が降っていても袋へ入れずにそのまま出してください。

①新聞紙（チラシを含む）



②雑紙（たたんで出す）



菓子箱、包装紙、ティッシュの箱、ポスター、カレンダー、紙袋、プリント等

③雑誌・書籍・本類



④飲料用パック（洗ってひらく）



※内側にアルミが貼っていない物のみ。アルミが貼ってある物は「もやせる物」

※①から④の種類ごとにヒモで十字に縛ってください。

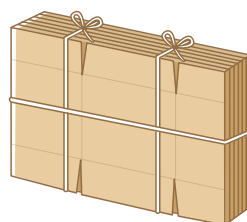
※ガムテープや袋は使用しないでください。

焼却灰



※丈夫な袋に入れ、「灰」と明記してください。

段ボール



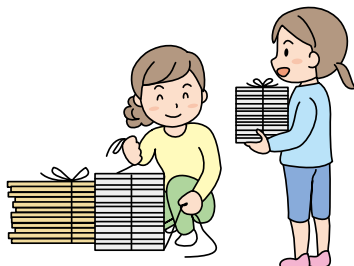
※平たく伸ばしてヒモで十字に縛ってください。

※一めにつき5枚程度まで  
※緩衝材、金具等は取り除くこと

※ガムテープや袋は使用しないでください。

## 集団資源回収へご協力ください

- 竹原市では、資源回収団体が実施する集団回収に対し報奨金を交付し、支援しています。
- 市内で行われている、資源物の集団回収に是非ご協力ください！



# 集団資源回収支援制度

## ●竹原市資源回収事業報奨金

竹原市では、市民団体が、自主的に実施する資源回収活動の促進及びごみの減量化を図るために、その実施団体に対して、実績に応じた報奨金を交付しています。

### 1 対象団体

自治会、女性会、老人クラブ、PTA等、各種コミュニティ団体で、利益を目的とせず、自主的に資源回収を行う団体（毎年度、資源回収を行う前に、団体登録をする必要があります。登録は随時行っていますので、竹原市へお問い合わせください）

### 2 対象品目

古紙類、布類、金属類、ビン類（4種類）

### 3 報奨金の額

登録業者が回収した資源物1kg当たり4円

※新たに集団資源回収を始める団体は、竹原市へご相談ください。

【問い合わせ先】 市民課 生活環境係 ☎(0846) 22-2279

収集日	収集区域 ※収集場所が基準
毎月1回	第1水 下野町、新庄町（正部のみ）、小梨町（小吹以外）、吉名町
	第2水 竹原町、本町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、中央一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、塩町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目
	第3水 田ノ浦一丁目・二丁目・三丁目、港町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、田万里町、仁賀町、西野町、新庄町（正部以外）、東野町
	第4水 小梨町（小吹のみ）、高崎町、福田町、忠海長浜一丁目・三丁目、忠海床浦一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、忠海中町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、忠海東町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目